

第1回  
東京都発達障害教育推進会議(発言要旨)

学校教育における発達障害のある児童・生徒に  
必要な教育基盤として重要と考えることは何か

会議日程：平成25年7月31日

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

○ 座長（挨拶）

- ・ 発達障害は世界各国において大きな課題となっているが、日本の状況は決して十全とは言えない。
- ・ 本会議で全国に発信できるような提言ができればと思っている。

○ 副座長（挨拶）

- ・ ここでの議論が、発達障害教育の幕開けとなることを、心から念じている。

○ 委員

- ・ 教員の経験や障害についての理解も大事だが、障害のある子とクラスメイトがどうクラスの中で一緒に生活をしていくかということが大事。その際、外部の専門家や通級指導学級の教員、児童相談所、教育相談所によるサポートが重要となる。
- ・ 特別支援教育では、発達障害が対象に加えられ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導と、長期的な展望に立った計画的かつ一貫性のある支援が行われるようになった。
- ・ 発達障害のお子さんの一人一人の困難は、非常に多様であり、それに対応していかなければいけない。①スクリーニング、②アセスメント、③個別の一人一人に合わせた個別の教育支援計画や個別の指導計画の策定、④計画に基づいた指導の実施、⑤チェック、⑥次のアクションのプロセスが重要になる。
- ・ 通常の学級の先生をサポートできる体制を作らなければならない。このため、常勤の専門家を配置して、色々な学校を回れるようにすると良い。
- ・ 都は特別支援教室のモデル事業をしているが、拠点校の非常に知識の豊富な経験のある先生が、数校を指導する体制が取れると良い。
- ・ 3年、5年で完成させようと思うと、多分中途半端になるので、5年、10年、20年かけてでも、高い目標を持って一步一步近づけていくような方策が必要
- ・ 管理職と教職員、特に管理職の専門性の向上が必要。どの教室にもごく当たり前に学び方が違う子供が一定数いると理解できるように意識改革を徹底しなければ、いくら制度設計をしても状況を変えていくことは難しい。
- ・ 専門家のコンサルティングチームを都に設置し、社会資源がない自治体には都から派遣するというような方法も検討されたい。その際、発達の分かる言語聴覚の専門家も必要である。
- ・ 第三者機関の設置を都が国に先駆けてやっていただきたい。学校及び教育委員会と、当事者、保護者の利益が対立したときには第三者機関が必要である。
- ・ 学校経営・学級経営を、システムチックに見直す必要がある。発達障害の中でも社会性やコミュニケーション等に課題のある子供たちは個別指導だけでは不十分で、通常の学級集団の中で、社会に出ていくためのスキルを身に付ける必要がある。子供同士の社会的きずなが育つ、望ましい学級集団が作れるよう戦略的な組織経営を実践していかなければならない。
- ・ 早期発見、早期対応、早期療育等につながる、保護者が受け入れられやすいシステムがあると良い。例えば、どの子も同じ手帳等を持ち、記録を付け、気になることがあれば

すぐに効果的な訓練を早期から受けることができるなどである。そういうものがあれば子供たちのメリットになり、後の教育効果も上がり、保護者の安心にもつながる。と同時に、少しでも専門指導が必要な可能性があれば早期から具体的かつ効果的なプログラムを即、受けられるような体制も必要である。

- ・ 発達障害は数が多いということをまず考えなければならない。大勢いることを前提にし、特別支援教育だとか通常教育だという壁は取り払うべき。
- ・ 連続体であって、自閉症だとか、ADHDだとか、診断するというのは余り意味がなく、重なっている方がものすごく多い。
- ・ 特に高校レベルについては、今までも全国的に何とかしなければならないと言われながらやれなかった部分もある。通常のほかの子供と合わせるだけではなく、受け皿をうまく作っていく必要がある。
- ・ 教育にしろ、治療にしろ、弱点、欠点を直すという発想が強いが、発達障害の人たちは弱点、欠点を直されることが非常に苦痛で、困難。そして、成果が上がらない。
- ・ 発達障害の子供が持っている優れた長所を見極め、更に伸ばす視点を持つと良い。優れた点が、年齢が大きくなるにつれて発揮できるようになっていくと、弱点は余り意味を持たなくなってくる。
- ・ 拠点校方式を廃止すべき。全校で個別ニーズに対応できるシステムにしないといけない。
- ・ 一人一人の学習の成果が上がるカリキュラムの作成が重要だが、これは難しい課題。ディスレクシアなどには特別な対応をしなくてはならないし、社会性に問題があって仕事に就けないという、発達が凸凹な子供たちにも個別の支援が必要である。
- ・ 今年の5月に、DSM-V<sup>(※1)</sup>というアメリカ精神医学会の診断基準が改定された。2年後にはICD<sup>(※2)</sup>というWHOの診断基準も改定されるが、過去20年間の色々な知識が盛り込まれ、例えば今まで破壊的行動障害というところに入っていたADHDが発達障害になった。また、ADHDと自閉症スペクトラムの併存が認められた。
- ・ 支援の必要な生徒には、障害の種別に関係なく、全員に何らかの支援の受け皿を用意する必要がある。学習障害、ディスレクシアのお子さん、ほとんど通級指導を受けずに、通常の学級で過ごしている。就学前に問題が発見され、早期支援を受けている子供たちが、小学校での支援の継続が図られる必要がある。
- ・ 全ての学校に発達障害のためのリソースルームを設置し、高い専門性を持った教員及び臨床発達心理士、言語聴覚士、作業療法士、医療関係者等、高い専門性を持つ専門家がニーズに応じて巡回できるようにする必要がある。また、少人数指導を利用して、専門家から助言を受けながら、指導することも考えられる。
- ・ 通級指導学級の設置校を発達障害のための支援拠点センターとし、地域の特別支援教育コーディネーターを専任で配置し、特別支援教育専門教員や専門家とともに、各ブロックの中で、就学前、小、中、高の連携を進めながら、共同の研修会などを企画して地域の専門性の向上を図る必要がある。

- ・ 通常の学級で、様々なニーズのある児童に添えていくために、専門性のある人からの支援が必要である。指導者の配置等、人材確保については、組織的に行う必要がある。
- ・ 教員や管理職が、もっと特別支援教育に対する研さんを深めなければならない。
- ・ 保護者の理解をどう得ていくかも課題
- ・ 行政システムとして、幼児期から支援がつながっていくことが非常に重要。早期の対応やアドバイスがあれば、保護者の理解もまた少し深くなっていく。
- ・ 年間に3・4回、特別支援教育コーディネーターの派遣を受け、生徒の行動を観察してもらっている。養護教諭を通じ、担任や教科指導の教員が、接し方や指導方法のアドバイスを頂いている。
- ・ コーディネーターを講師に、校内研修にも努めている。本校でも特別な支援が必要な生徒はいるため、非常に大切な研修であると教員も認識しており、参加率は高い。
- ・ 管理職への理解・啓発、リーダーシップの発揮は非常に重要
- ・ どの子供も、自己実現をし、楽しく学校生活を送れるということを作り上げていく意識を持って取り組む必要がある。
- ・ コーディネーターの複数配置、担任外のコーディネーターの配置も必要。複数を配置し、人が変わっても支援が途絶えることがないようにする。文科省のモデル校（高等学校）では、既に学年配置がなされているところもある。学校に3人、4人いるということが珍しくない。
- ・ 通級指導学級、特別支援学級、特別支援学校の教員の専門性向上は全国的に大きな課題。研修を見直し、正しい実態把握をして良いところをどう伸ばし、弱いところをどう補っていくか、専門的立場の者の専門性の向上が非常に大事
- ・ 障害種別にこだわらず、通級指導学級を全校配置する。
- ・ これだけ早期からの一貫した支援が必要と言われているにもかかわらず、なぜつながらないのか。小学校から中学校、中学校から高等学校が繋がらない。なぜつながらないのかをもう一度考え、クリアしていく形を考えなければならない。

#### ○ 副座長

- ・ 障害者基本法の一部改正が一昨年行われた。さらに、児童福祉法、障害者総合支援法、障害者差別解消法といった非常に重要な法令が矢継ぎ早に改定され、進展してきている。
- ・ 我が国の障害者福祉施策のパラダイムがハイテンポに変化する中で、教育現場でそうしたことへの関心、あるいは認識、理解というものが余りにも希薄過ぎる。
- ・ 子供たちは、地域の中で、様々なサービスを受けており、子供達、その家族が、どんな状況に生き、学んでいるのかについて、教育現場が広い視点で考える必要がある。
- ・ 障害者差別解消法、あるいは権利条約の批准等により、保護者からの教育訴訟が増大してくる。その辺も視野に入れながら、どう合理的配慮、合理的理解をするかが大事になってくる。
- ・ 多様な教育支援の場が確保されてきているが、それらの場をつなぐ関係者の役割関係、情報の共有、子供の行き来がどこまで確保されているのか。それぞれが孤立無援で、大

変な社会的なロスがあり、改善、解決を図っていかないといけない。

- ・ 能力主義の通常教育の中で、様々なヘルプコールを保護者あるいは当事者がすると、学校は、お金と人をちゃんと特別に用意している場所があるから、そちらに行ってくださいというようなことを言う。結果として、通常の学校の中では結局アウトサイダーで終始してしまう。
- ・ 校内委員会の中身は何なのか。どこまでその子供の学習上の課題について、多面的に問題認識を持っているかとなると、残念ながらかなり狭い範囲に終始していると思う。
- ・ 人の在りようを、スペクトラムとして捉える人間観が基本にあるべき。発達ニーズも、教育的ニーズも限りなく連続的なものである。各種見直しが、教育経費削減目的ではなく、抜本的な学校教育全体を巻き込んだ見直しになっていく必要がある。
- ・ 教育の制度、仕組み、内容、意識、技術の抜本的な見直しはもちろんであるが、基本的には、人間観とか、教育観レベルのフィロソフィーそのものの再構築が求められている。
- ・ 一人一人の個性や発達の、教育的ニーズに基づいて、必要な支援をする前提となるアセスメントをきちっとするということが、良い部分、悪い部分含めた子供の状態像を、科学的に根拠を持って把握するということが全ての行為のスタートとなる。
- ・ 多様な受け皿について、柔軟に形態や内容が工夫されるべき。不完全なところを持ちながらも、自分を肯定的に受け入れるため、関係性づくりも含めた体制、経験、体験、学習というようなものがもう少し積極的に行われないと社会に適応できない。

#### ○ 座長

- ・ 障害者の権利条約における教育関係の条文、第24条をしっかり踏まえておく必要がある。特に発達障害については大きな課題がたくさんある。
- ・ デンマークは2007年に考え方を大きく変えた。発達障害こそ一番難しい教育、積極的に制度を変えていかなければいけない。国立の自閉症学校を作ったという例もある。自閉症学校を作ればいいとは必ずしも思っていないが、それぐらい大きな課題である。
- ・ その点では、昨年7月の中教審の特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告では、第24条の規定をきちっと念頭に置きながら対応するというのを、インクルーシブ教育システム構築の中で述べている。
- ・ その上で、平成23年8月に出た障害者基本法の一部を改正する法律で書かれている中身をまずは整備することが求められる。
- ・ 短期的な視点では、学校現場の教員をどんなふうにサポートするかを位置付け、改善すべき。障害者基本法の第16条の教育の中に、「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上」とあるが、研修体制をどんなふうに組むか。次が「適切な教材等の提供」で、例えば発達障害のあるお子さんたちへの教材提供の場面、展示の場を、例えば教育センターなどに位置付けることで、学びたいと思ったときに、学校の先生方が学べる仕組みを作ることが必要
- ・ 長期的な視点では、どんな仕組み、制度を10年かけてあるいは20年かけて対応していくかという視点を明確に出していく必要がある。特に、学校の施設・設備の整備に関しては様々な提供がされているが、これはまだまだ十全とは言えないので、専門家の色々な知見を組み合わせなければいけない。